第１６　用　地

公共用地の取得

県土整備部で施工している公共事業に必要な用地として、令和７年度は県内２１ヶ所の土木事務所等において、約１７万㎡を約５８億９５０万円（補償費込み）で取得しました。

用地取得に関して本県では、次の推進策を講じています。

（１）用地事務の研修

用地事務職員として必要な基礎的知識、技能を習得させ職務に対する適応性の啓発を図るため、研修会を実施しています。

（２）用地機動班の配置

用地買収が難航し、かつ緊急を要する事業及び優先的に取り組む必要のある重点事業に対し、用地事務の経験豊富な職員を用地機動班（７事務所、６班１３名体制）として配置し、用地取得の推進を図っています。

（３）土地収用制度の適切な活用

公共用地の取得に関しては、土地所有者の方に御理解をいただき進めておりますが、やむを得ない事情がある場合には、土地収用制度を活用することにより、事業の円滑な推進を図ります。

（４）移転資金等の利子補給

公共事業に伴い建築物の移転又は代替地の購入を必要とする方が受ける資金融資に対し、県がその利子を補給しています。

登記事務の推進

登記事務を適正かつ迅速に行うために次の措置を講じています。

（１）登記事務の委託

昭和６１年度から、専門的な知識を持っている公益社団法人千葉県公共嘱託登記司法書士協会及び公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への登記事務の委託を実施しています。

（２）登記事務職員の配置

過年度における未登記案件の処理を進めるため、登記事務のための会計年度任用職員を次のとおり配置しています。

会計年度任用職員　１５土木事務所　各１名

（３）登記事務の研修

登記事務を円滑に行うため、県や市町村の職員を対象に啓発を図ることを目的として、研修会を実施しています。

県有地の管理及び処分

道路・河川の改良工事により生じた廃道敷・廃川敷等で県有地となったものについて、千葉県公有財産管理規則等に基づいて管理、処分を行っています。

県有地の処分状況

５年度			６年度			７年度		
件数	面積(㎡)	金額(千円)	件数	面積(㎡)	金額(千円)	件数	面積(㎡)	金額(千円)
１０	９９３	４，１６５	１	１２７	4,747	１	96.23	754

地価公示及び地価調査

それぞれの制度の概要は次のとおりです。

一般の土地取引価格の指標とするとともに公共事業の用地取得価格の算定基準とされるなど、適正な地価の形成に寄与することを目的とし、県内主要地点を選定し、その価格調査を行い公表しています。

それぞれの制度の概要は次のとおりです。

（１）地価公示制度

ア　標準地数　　１，２５９地点（うち２１地点は隔年調査（休止）地点）
イ　標準地の価格調査時点　毎年１月１日
ウ　標準地の価格公示期日　毎年３月下旬（令和８年は３月１８日）
エ　実施機関　　国土交通省土地鑑定委員会

（２）地価調査制度

ア　基準地数　　令和７年度　８９３地点（うち林地１１地点）
イ　基準地の価格調査時点　毎年７月１日
ウ　基準地の価格公示期日　毎年９月下旬（令和７年度は９月１７日）
エ　実施機関　　千葉県

地籍調査

地籍調査は、昭和２６年に施行された「国土調査法」に基づき、国土調査の一環として行われており、国有林及び公有水面等を除く土地について、一筆毎に所有者、地番、地目、境界を調査・確認し、その面積を測定して地図及び簿冊を作成するものです。

調査の成果は、登記所に送付され不動産登記に反映されるほか、公共事業や税務の基礎資料として多目的に活用されています。

（１）実施状況

本県における地籍調査は、昭和３２年から開始され、令和７年度末で県下５４市町村のうち、３７市町村が着手しており、進捗状況は県全体の要調査面積４，８９７㎢に対し、調査済面積は９４９㎢で、進捗率は１９％です。

直近５ヶ年の進捗状況は、下表のとおりです。

年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
面積(ｋ㎡)	２５．１３	２２．０４	１６．９３	２１．９０	１９．９６
市町村数	２２	２１	２１	２５	２５

令和７年度における実施状況

完　　了(6)	香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、長生郡一宮町、長生郡白子町、長生郡長柄町
休　　止(6)	成田市、旭市、柏市、流山市、八千代市、白井市
実 施 中(25)	千葉市、市川市、木更津市、松戸市、東金市、勝浦市、市原市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市、印西市、南房総市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡栄町、山武郡芝山町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

（２）経費の負担

経費の負担割合は、下表のとおりであり、県及び市町村の負担分に対しては、特別交付税が交付されます。

なお、土地所有者等には、経費負担を求めないことになっています。

地籍調査の負担割合

区　分	国	県	市町村
負担割合	１／２	１／４	１／４

（３）地籍調査の進め方

地籍調査は下図のような手順で進められます。

